

山鹿市内の事業所のみなさまへ

～市民・事業者・行政の3者協働による4Rの推進～



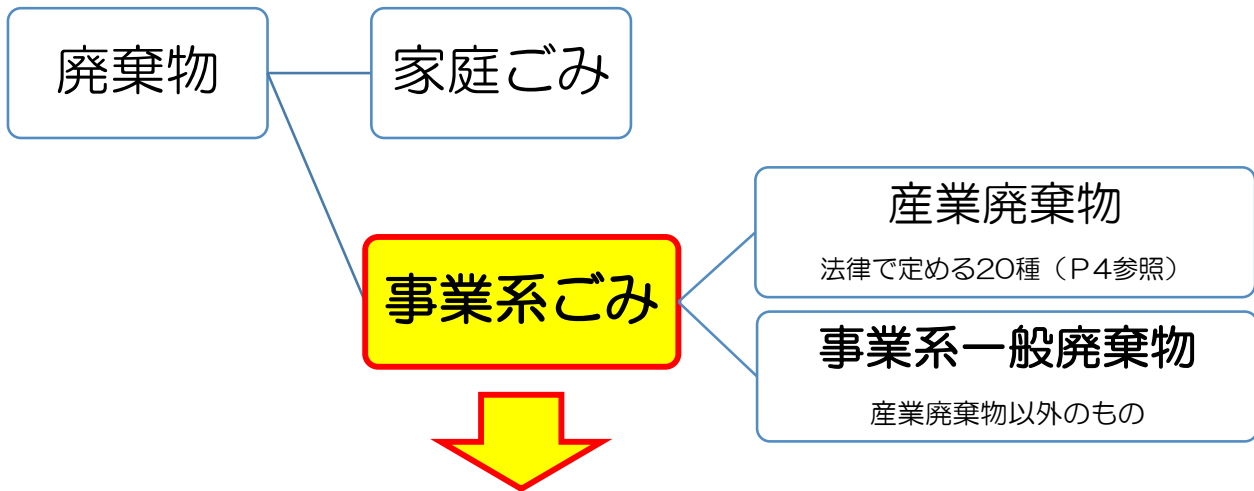
環境センターキャラクター「やまタン」
デザイン：飛松良輔氏（漫画家：山鹿出身）

2019年10月発行
山鹿市 環境課

1 事業系ごみとは

営利・非営利の目的に問わず、事業所、作業所、店舗、商店、（個人を含む）など事業活動に伴って生じた廃棄物は、すべて事業系ごみです。

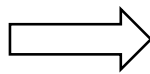
事業系ごみには、事業を営むときに出るごみだけではなく、従業員や社員が消費して出たごみ（弁当から、飲料用の缶・ビン・ペットボトルなど）も含まれます。



事業系ごみは、ごみ収集場所には出せません。
ごみ収集場所に出すと不法投棄と見なされる恐れがあります。

店舗兼住宅の場合

住居から出るごみ
＝家庭系ごみ



住居から出たごみは、家庭ごみの分け方出し方を参考に地域のごみ収集場に出してください。

店舗から出るごみ
＝事業系ごみ



店舗から出たごみは、自ら処理施設に持ち込むか、許可業者（一廃・産廃）に委託してください。

2 事業系ごみの処理責任

ごみ処理は排出事業者にあります。事業活動に伴って発生するごみは、排出事業者が責任を持って適正処理をしなければならないと、法律などによって定められています。

その処理を処理業者に委託する場合でも、**廃棄物が適正に処理するまで（最終処分又は再生）の責任は排出事業者が負わなければならない**りません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）

【第1項】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【第2項】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。（一部要約）

山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第6条（事業者の責務）

【第1項】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市が行う一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策に積極的に協力しなければならない。

ごみの「不法投棄」「野外焼却（一部の例外を除く）」は犯罪です。

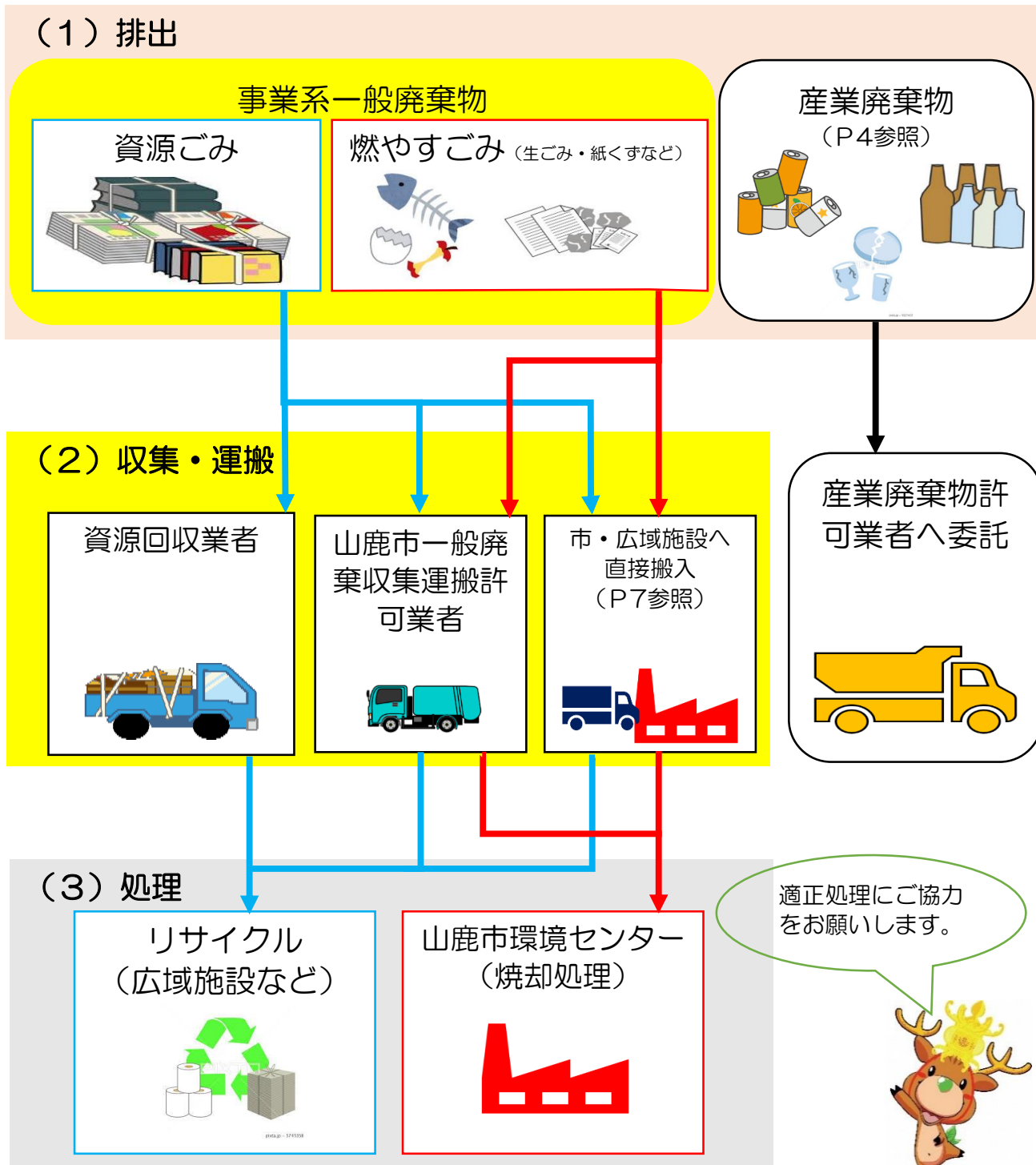
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第25条）」規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられます。



3 適正な処理方法

事業活動に伴って生じたごみは、「排出」「収集・運搬」「処理」の順に処理されます。

収集・運搬を許可業者に委託する場合でも、ごみが適正に処理されるまでの責任は、そのごみを排出する事業者が負わなければなりません。



4 産業廃棄物の種類

産業廃棄物一覧表

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉱さい	高炉、平炉、電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③PCBが染み込んだもの
	15 繊維くず (天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの ③PCBが染み込んだもの ④羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

※詳しくは、熊本県循環社会推進課へお問い合わせください。

5 市及び広域の処理施設への受け入れ基準

山鹿市環境センターで焼却処理できるもの
(燃やせるごみ)

厨芥類
(ちゅうかいり)

食品の売れ残り
食べ残し



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、環境センターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物（動植物性残さ）です。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。
- 水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。

紙くず

汚れのついた紙
リサイクルできない紙
紙おむつ（非感染性のみ）

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、環境センターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 建設業、紙・紙加工製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは**産業廃棄物**です。

木くず
・
草

木製品
せん定枝など



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、環境センターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは**産業廃棄物**です。

山鹿植木広域行政事務組合
リサイクルプラザ
(資源ごみ)

古紙

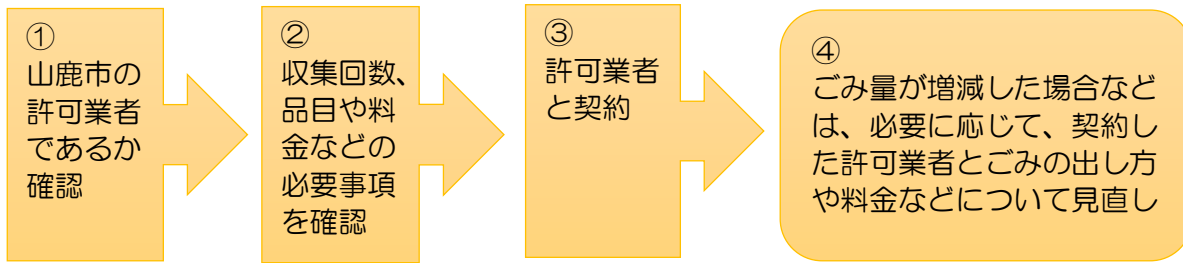
新聞・チラシ、雑誌、段ボール、OA用紙、段ボール、箱類、パンフレット、紙パックなど



種類ごとに分別し、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に委託してください。自ら搬入もできます。

6 市及び広域の処理施設への搬入方法

(1) 山鹿市の一般廃棄物許可業者等との契約によるごみ処理



【業者に委託する際の注意事項】

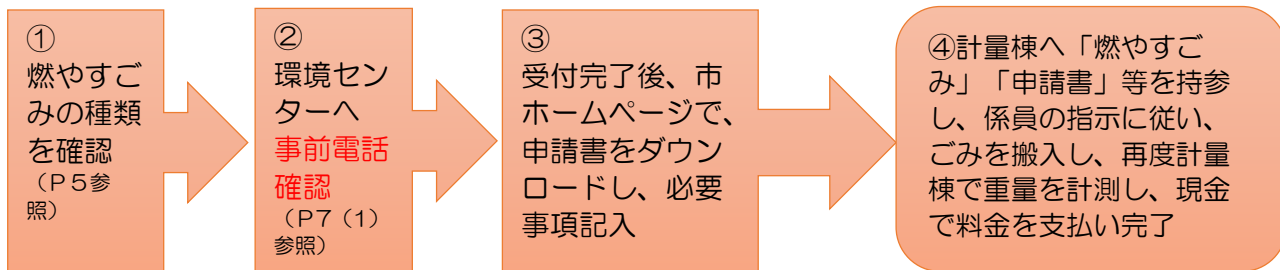
一般廃棄物処理業者等であって、委託しようとする種類の一般廃棄物の処理がその事業の範囲に含まれているものに委託すること。

【委託基準違反の罰則】

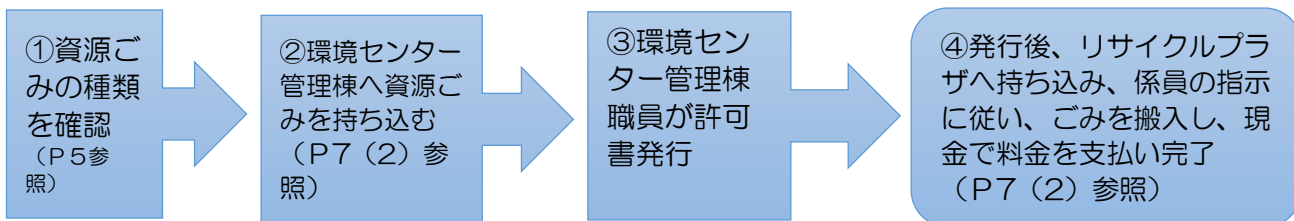
基準に違反した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、以下の罰則が科されますのご注意ください。

- ① 無許可業者へ委託した場合：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
- ② 処理を委託しようとする一般廃棄物が事業の範囲に含まれない許可業者に委託した場合：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

(2) 山鹿市環境センターへ自己搬入するとき



(3) 山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザへ自己搬入するとき



7 事業系一般廃棄物の直接搬入場所

(1) 山鹿市全域からの燃やせるごみを受け入れる施設

◎ 施設名称：山鹿市環境センター

施設住所：山鹿市石416 電話番号：41-8668

搬入曜日：月曜日から土曜日（祝日可）

※日曜日・12月31日～1月3日は搬入できません。

搬入時間：9時00分から16時00分まで

注意事項：電話による事前確認が必要

◎ 手数料：10kg/150円

【手数料例】

10kgまで・・・150円

10kgから20kgまで・・・300円

20kgから30kgまで・・・450円

※10kgごとに150円加算されます。



(2) 資源ごみを受け入れる施設

◎ 施設名称：山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ

施設住所：熊本市北区植木町轟2582-4

電話番号：096-272-6339

搬入曜日：月曜日から金曜日

※土日祝日および12月29日～1月3日は搬入できません。

搬入時間：8時30分から16時00分まで

許可書発行場所：山鹿市環境センター管理棟

◎ 手数料：10kg/110円

【手数料例】

10kgまで・・・110円

10kgから20kgまで・・・220円

20kgから30kgまで・・・330円

※10kgごとに110円加算されます。

◎搬入物検査の実施◎

山鹿市環境センターへ搬入される焼却に適さない大きさのものや有害性、危険性のあるもの、産業廃棄物（主に発泡スチロールやペットボトルなどの廃プラスチック類）などの搬入不適物の搬入を防止するため、搬入物検査を実施します。

搬入不適物があった場合は、搬入者（一般廃棄物収集運搬許可業者も含む）から事情聴取のうえ指導を行うとともに、排出者に対して、廃棄物の適正処理などについて啓発指導を行います。

検査は不定期で行い、その際、待機時間も必要となりますが、ごみの減量化・資源化と廃棄物の適正処理のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《問い合わせ先》

事業系一般廃棄物に関すること

山鹿市役所 市民部 環境課 廃棄物対策係

電話：0968-43-7211

FAX：0968-43-1170

E-MAIL：kankyoh@city.yamaga.kumamoto.jp

産業廃棄物に関すること

熊本県 環境生活部 環境局 循環社会推進課

電話：096-333-2278

FAX：096-383-7680

E-MAIL：junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp